

## 施策の大綱の枠組みに係る補足資料

資料 - 5

### 1 すべての人がいきいき輝くまちづくり

(1) 非核平和都市宣言 昭和58年(1983年)

(2) 同和対策の推進

< 国の取組 >

昭和57年(1982年) 地域改善対策特別措置法が5年の時限立法で制定される  
昭和62年(1987年) 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律  
(「地対財特法」) 制定 5年の時限立法  
平成4年(1992年) 一部事業について延長  
平成8年(1996年) 一部事業について更に延長(5年間)  
平成14年(2002年)3月 「地対財特法」の失効

< 吹田市の取組 >

平成12年(2000年)4月 人権尊重の社会をめざす条例の制定  
平成14年(2002年)4月~ 対象地区を限定して行ってきた特別対策事業を見直し、  
基本的に廃止又は一般施策化  
平成14年(2002年)11月 「人権尊重の理念の普及を図るなど人権に関する施策を総合的に  
進めるために」(答申)が人権施策審議会から出される  
平成15年(2003年)2月 人権教育を推進するための指針策定

(3) 男女共同参画型のまちづくり

< 国の取組 >

平成11年(1999年) 男女共同参画社会基本法制定  
平成12年(2000年) 男女共同参画基本計画策定  
平成13年(2001年) 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の制定

< 吹田市の取組 >

平成14年(2002年) 男女共同参画推進条例制定  
平成15年(2003年) 男女共同参画推進プラン策定

## 2 市民自治が育む自立のまちづくり

### < 地方分権についての国の取組 >

平成 11 年(1999 年)7 月 地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律  
(地方分権一括法)が可決成立

- ・ 国と市町村の役割分担
- ・ 機関委任事務の廃止
- ・ 国の関与等の見直し
- ・ 権限委譲 等

### < 吹田市の取組 >

平成 12 年(2000 年)4 月 地方分権一括法に基づき手数料条例、都市計画審議会条例など  
関係条例の改正

平成 14 年(2002 年)3 月 情報公開条例、個人情報保護条例制定  
市民公益活動の促進に関する条例の制定

現在 自治基本条例、まちづくり市民参加条例などの検討が進んでいる。